

| | |
|------------------|---|
| Title | 田中誠二 松元亘共著 『例解手形小切手法』 |
| Sub Title | S. Tanaka & W. Matsumoto : The law of bills of exchange, promissory notes and checks |
| Author | 米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1963 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.9 (1963. 9) ,p.95- 96 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 紹介と批評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630915-0095 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

田中誠二 共著
松元 亘

『例解 手形小切手法』

田中誠二教授は昭和三十七年八月に久保欣哉教授と共に「例解会社法」を出版され、会社法上重要と考えられる一〇二の例題について解答されて、会社法学の研究を志す者にとつてよき指針を示されたことはいうまでもないが、最近この姉妹書として「例解手形小切手法」を、新進松元亘助教と共に出版された。

その内容は「大学の学部もしくは大学院において手形小切手法を学習しようとする学生、または諸種の国家試験もしくは就職試験等の準備のために手形法、小切手法を研究しようとするに当り、学習用の参考書または演習用のテキストとして役立つことを目的と」しており、その方法として手形法、小切手法上重要と考えられる問題として、やはり一〇二を掲げ、この例題に対する解答の形式で手形法、小切手法につき説明される。そして、「(1)手形法・小切手法についての理論や原則を問題形式で理解させること、(2)この理解を演習

問題として掲げられた別形式の問題や応用問題によりテストさせ、その考え方と解き方とに習熟させること、(3)それ以上の詳細な研究をしようとする方々には、詳細な参考文献を示して、演習のリポートや卒業論文の作成等に便宜を与えること」を目的としている。

手形法・小切手法は、実際に大量の手形・小切手が頻繁に流通していることからみれば、その条文数が非常に僅かである。しかも諸規定は互いに有機的関連を有し、しかも一個の手形上の法律関係に付ては殆んど全面的な規定の動員が必要とされるなど、学習者にとつては、それらを理解することが困難である。そこでいきおい手形法・小切手法は学生達から遠のくが、「甲は百万円の約束手形振出の代理権を乙に与えたところ、乙は二百万円の手形を振出して丙に交付したときに、丙は甲および乙に対してどのような請求をすることができるか」(例題一一、三四頁参照)として問題が提起され、その解答を見ると、先ずヒントとして、「甲も代理権を授与した範囲まで責任を負うかどうかに着眼する」とし、本件は越権代理の一つとして「代理権を与えられていない者が代理権を有するものとして手形行為をした場合、すなわち手形行為の狭義の無権代理の場合には、その者は、手形の流通性保護の必要上、みずから手形上の責任を負わされること」が定められているが(手形法八条、七七条二項)、このことは越権代理の場合についても同様である(手形法八条末段、七七条二項)。ただ、この場合は、全然手形行為の代理をする権限を与えられていないのにもかかわらず、これをした場合とは異なり、一応代理権を与えられているが、その代理権の範囲を越えて手形行為を

したものであり、また手形法第八条末段が「権限ヲ越エタル代理人ニ付亦同ジ」と定めているだけであるため、そのような代理人にどのような責任を負わせるべきかという問題を生ずる。すなわち、権限を越えた部分についてだけ責任を負わせるべきであるのか、手形金額全部について責任を負わせるべきであるのか、また本人の責任はどうなるのが問題となり、この点についてはジュネーヴ統一会議の当時から争いがあり、わが国でも学説が分れている」とし、学説を説明され、その上で「甲は代理権を与えた金額までは手形上の責任を負うべきであり、また乙は手形金額の全部に対し責に任ずべきものであるから、丙は甲に対しては百万円を請求することができ、また乙に対しては二百万円を請求することができる」と説明している。更に親切にもこれに関連する参考文献が上げられている。

又手形の公示催告手続についても、例題では「手形をなくしたときにはどのような法律的手続をとるべきか」（例題三四・一一〇頁）として一総説、二公示催告手続、三担保提供の方法の他、四新聞紙上の無効公告についてまでもいわれている。

これらはほんの一例に過ぎないが、平易に、しかも例題を通常最も身近かなものからとらえて説明され、手形小切手法がいかに卑近な問題についての解決であるかを説明されている。

第一編手形、第二編を小切手とし第一編を三章に分け、第一章総説として、手形の種類おおよび経済作用を述べ、第二章為替手形、第三章約束手形としている。又小切手も七章に分け、第一章総説、第二章振出、第三章譲渡、第四章呈示および支払、第五章支払

拒絶による遡求、第六章復本、第七章支払保証等が述べられている。

よつて著者も述べられる如く「読者は、本書を充分に利用することによつて、手形法・小切手法についての実力を身につけることと信ずる」ものである。(有信堂発行 A5版三二六頁 定価七五〇円)

(米津昭子)

佐藤尚武著

『回顧八十年』

ビスマルクはかつて「真の歴史は公文記録からは書くことは出来ない。何故ならば歴史家は必ずしもその公文記録の起草者の真意を知り得ないからである」と言つたと伝えられ、またこれに対する言としてグーテ教授は「公文記録なしに歴史は書けないこともまた真理である……が、公表するために公表された公文記録にのみ頼つてはならない。当時の当局者の私信、関係各省の覚書、秘密調書、事件関係者の傍証によつて史上に活躍する人物の仕事振りを眺め、また所謂無上の奥義を探り更に思想発展の過程を知り得るのである」と言つている。

このような意味において現役を引退した政府当局者が現職中の出